

2019年8月1日

海外旅行者の多さは文化か、法律・制度によるものか

金沢星稜大学 経済学部 教授
IIMA 客員研究員 中村明

海外旅行の好調が続いている。旅行大手各社によると、夏休み時期の予約は前年の同時期を上回ったという。海外旅行は、10連休となったゴールデンウィークに大きく増加した反動も限られ、引き続き盛り上がりを見せている。

日本人の海外旅行と同様に、活況を呈しているのが外国人の訪日旅行である。財務省が先ごろ発表した国際収支統計によると、5月の旅行収支は引き続き黒字となった。日本人の海外旅行者数の増加に伴い現地での消費額（旅行サービスの支払）が増加した一方で、訪日外国人旅行者も増加し、彼らの日本での消費額（旅行サービスの受取）がそれを上回ったためである。

筆者はこの春より石川県金沢市の観光スポット付近に住むようになり、外国人旅行者が身近な存在となった。バスで近江町市場から、ひがし茶屋街付近を抜け勤務先まで向かうと、ほぼ毎日外国人旅行者と乗り合わせる。金沢市内は路線バス網がよく整備されているため、観光客用の街めぐりバスでなく路線バスに乗車する外国人旅行者は多い。容姿や飛び交う言語の雰囲気から、彼らが様々な国や地域から訪れているのは明らかである。

日本各地を訪れる外国人旅行者の大半はアジアからの旅行者であり、2018年には日本を訪れた旅行者全体の86%を占めた（日本政府観光局（JNTO）による）。筆頭は中国および韓国であり、両国からの旅行者は合計で外国人旅行者全体の過半に達する。また、最近では東南アジアからの旅行者の増加も目立ちはじめ、2018年はタイからの訪日客が初めて100万人を上回った。

アジアから多くの旅行者が訪れることは概ね好意的に受け入れられている。他方で、政府の白書や財界トップ、また著名アナリストは、相対的に少ない欧米やオーストラリアからの訪日旅行者を増やすことが課題と主張する。一人当たりの消費額がアジアからの旅行者を上回るこれらの地域からの旅行者を増やし、インバウンド需要をより大きく取り込むべきというのが理由である。実際、欧米やオーストラリアからの訪日旅行者の一人当たり支出額は、総じて中国を除くアジア諸国からの旅行者の支出額を上回ってい

る。また、需要の取り込みを第一とする考え方は、日本政府が掲げる訪日外国人旅行者の消費額を、今後10年単位で増やしていくという目標と整合的である。

ただし、欧米やオーストラリアからの訪日旅行者数は、過去5年以上にわたり前年に比べ2桁台の大幅な増加を続けている。この状況で、これらの地域からさらに旅行者を掘り起こすのは容易でなかろう。

欧州からの旅行者の取り込みについて、ある識者は海外旅行好きのドイツからの旅行者を増やすことが効果的だと助言する。この見解について、長年ドイツで教鞭をとられ欧州社会・法律が専門の先生に意見を求めると、厳しい答えが返ってきた。ドイツ人の海外旅行の頻度の高さを、文化や国民性に求めるような話は聞くに値しないと。「私は、社会・経済現象を語る際に、安易に文化を持ち出すのをやめなさいと言っています。経済の専門家ならなおのことそうです」とご指摘頂いた。

ドイツでは、労働時間が法律により厳しく規制され、違反が行われないよう企業が監視されるため、正規労働者は、長時間労働を避けられ安定した日常を過ごすことができる。そこへ1年に平均5週間程度の有給休暇が与えられ、まとまった休みも取りやすいのだから、自然と遠い海外へ足が向く。突き詰めると法律と制度に行き着くのであって、文化とは違うとのことであった。

日本ではこの4月から労働基準法の改定により、従業員の年次有給休暇取得がより徹底されることとなった。休暇取得の日数ではドイツに遠く及ばないものの、これが海外旅行者数の増加に一役買っているとの声も聞かれる。

将来、日本でもより長い休暇が取得でき、さらに多くの旅行者が海外へ出かけるようになるのだろうか。遠くの国で、日本人は旅行好きの文化・国民性をもつと語られるようになるかもしれない。そんな日の到来を想像してみたくなる。

(IIMA メールマガジンへの寄稿)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくご申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2019 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>